



徳労発基 0629 第 4 号  
令和 8 年 6 月 29 日

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 亀 井 崇

徳島県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、徳島県最低賃金(昭和 55 年徳島労働基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



徳労発基 0629 第 5 号  
令和 8 年 6 月 29 日

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 亀 井 崇

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって、申出代表者電機連合東四国地方協議会徳島地域協議会議長中川真から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



徳労発基 0629 第 5 号  
令和 8 年 6 月 29 日

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 亀 井 崇

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 8 年 6 月 24 日付けをもって、申出代表者ジェイテクト労働組合徳島支部支部長徳永晶弘及び J AMジェイテクトシーリングテクノ労働組合執行委員長辻康晴から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。